

## 柏市ブランドロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏市地域ブランディングブランドロゴVIマニュアルに規定されている「つづくを、つなぐ。」のブランドスローガンの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 柏市民の柏への愛着や誇りを高めるとともに、柏のイメージの対外的な発信力を高めるために使用すること。

(使用承諾の基準等)

第3条 ブランドロゴマークの使用は、次の者を対象とする。

- (1) 柏市
- (2) 柏市民
- (3) 柏市内事業者
- (4) その他市長が認めたとき

2 前項の対象者の中から次の各号のいずれかに該当する場合は、認めないものとする。

- (1) 柏市の信用若しくは品位を傷つけるとき又はそのおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、事業者、団体、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ブランドロゴマークの使用を市長が不適當と認めたとき

(使用承諾申込等)

第4条 ブランドロゴマークを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、使用を開始しようとする日の開庁日10日前までに柏市ブランドロゴマーク使用承認申請フォームにより柏市に申し込まなければならない。

2 柏市は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、承諾の可否を決定し、柏市のブランドロゴマークに係る使用承諾（不承諾）通知書により、その内容を申込者に通知するものとする。

3 柏市は、前項の規定によりブランドロゴマークの使用を承諾するに当たり、必要な条件を付することができる。

（承諾内容の変更）

第5条 前条第2項の規定によりブランドロゴマークの使用の承諾を受けた者が、当該使用の承諾を受けた内容について変更しようとするときは、柏市ブランドロゴマーク使用承認申請フォームにより、再度柏市に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合には、その内容を審査し、承諾の可否を決定し、柏市ブランドロゴマークに係る使用変更承諾（不承諾）通知書により、申込者に通知するものとする。

（使用料）

第6条 ブランドロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 ブランドロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）『柏市地域ブランディングブランドロゴVIマニュアル』に規定するブランドロゴマークの使用法、制限その他必要な事項

（2）規格外の展開、一部使用、二次使用等応用使用をしないこと。

（3）「つづくを、つなぐ。」の文字は、ブランドロゴと一体化した画像データとして取り扱うこと。

（使用終了の届出）

第8条 第3条第2項の規定によりブランドロゴマークの使用の承諾を受けた者が、事業の中止又は終了により、当初の予定期間より早く使用を終了したときは、速やかに柏市へ申し出なければならない。

（承諾の取消し）

第9条 柏市は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第3条第2項の規定により行った承諾を取り消すことができる。

(1) ブランドロゴマークの使用がこの要綱及び第3条第2項の規定による承諾の内容に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により承諾を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定による承諾の取消しは、柏市のブランドロゴマークに係る使用承諾取消通知書により行うものとする。

(損害賠償の責任)

第10条 柏市は、ブランドロゴマークを使用したこと又は使用できなかったこと若しくは使用できなくなったことに係る損害について、一切の責任を負わない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月27日から施行する。